

平成22年11月30日提出

平成22年11月市議会臨時会議案

白 河 市

議案第123号

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

第2条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145を、12月に支給する場合には100分の145」を「100分の140、12月に支給する場合には100分の150」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

平成22年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第124号

白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年白河市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160」を「100分の145」に改める。

第2条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の145、12月に支給する場合には100分の145」を「100分の140、12月に支給する場合には100分の150」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

平成22年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第125号

白河市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例

第1条 白河市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年白河市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

第2条 白河市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の145、12月に支給する場合には100分145」を「100分の140、12月に支給する場合には100分の150」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

平成22年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(白河市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 白河市職員の給与に関する条例(平成17年白河市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第21条第1項中「第21条の3まで」の次に「及び附則第11項第2号」を加え、同条第2項中「100分の140」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の130」に、「100分の80」を「100分の75」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第11項第2号において同じ。」を加える。

第22条第1項中「この条」の次に「及び附則第11項第3号」を加え、同条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第11項第3号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

附則第11項及び第12項を次のように改める。

(給与の減額)

11 当分の間、職員(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が5級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第13項から第15項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項、附則第13項及び第14項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める支給割合を乗じて得た額に、100分の0.9を乗じて得

た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める支給割合を乗じて得た額）

- (3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第22条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額）
- (4) 第28条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第28条第1項 前各号に定める額
 - イ 第28条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第28条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第28条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

- 12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

- 13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「得た額」とあるのは、「得た額から、当該額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。
- 14 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週

間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 15 附則第11項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.585を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

第2条 白河市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の132.5」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

附則第15項中「100分の0.585」を「100分の0.6075」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

（白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年白河市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「相当する額」の次に「（白河市職員の給与に関する条例（平成17年白河市条例第45号）附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の白河市職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「白河市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年白河市条例第 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 3 白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年白河市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（白河市職員の給与に関する条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

- 3 白河市職員の給与に関する条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給さ

れる職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条」とあるのは、「同条例附則第13項」とする。

(白河市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 白河市職員の育児休業等に関する条例（平成17年白河市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第11項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、同項第2号及び第3号中「給料月額（）」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額（）」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

- 4 第13条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における第15条の規定の適用については、同条中「第12条及び第21条」とあるのは、「第12条、第21条及び附則第3項」とする。

- 5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第11項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に」とする。

(市長への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

平成22年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第127号

白河市立図書館建設事業建築工事請負契約の一部変更について

平成21年8月25日市議会の議決を受けた議案第87号白河市立図書館建設事業建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「1,081,500,000円」を「1,090,583,550円」に変更する。

平成22年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第128号

白河市立図書館建設事業電気設備工事請負契約の一部変更
について

平成21年8月25日市議会の議決を受けた議案第88号白河市立図書館建設事業電気設備工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「201,600,000円」を「207,261,600円」に変更する。

平成22年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第129号

白河市立図書館建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約の一部変更について

平成21年8月25日市議会の議決を受けた議案第89号白河市立図書館建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「225,750,000円」を「227,307,150円」に変更する。

平成22年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫